

1 9.41 試薬・試液

2 前文を次のように改める.

3 試薬は日本薬局方における試験に用いるものである。日本薬
4 局方において容量分析用標準試薬，特級，1級，水分測定用な
5 どと記載したもの又は単に試薬名を記載したものは，それぞれ
6 日本産業規格試薬の容量分析用標準物質，特級，1級，水分測
7 定用などの規格に適合するもので，試験法は日本産業規格試薬
8 の試験法に従う。認証標準物質と記載したものは，JIS Q0030
9 に基づく認証書が付けられ，国際単位系へのトレーサビリティ
10 が保証された標準物質であり，国立研究開発法人産業技術総合
11 研究所計量標準総合センター及び認証標準物質生産者が供給す
12 る。日本薬局方の試薬名が日本産業規格と相違する場合は，こ
13 れを併記する。医薬品各条に記載したものは，医薬品各条の規
14 格に適合するものである。単に試験法を記載してある試薬につ
15 いては，日本薬局方の試験法を準用する。

16 分子式に続く[]の中に示したKで始まる番号は，日本産業
17 規格(JIS)に収載された試薬の規格番号である。例えば，アセ
18 トアルデヒドの場合のK 8030は日本産業規格番号JIS K 8030
19 を意味する。

20 試液は日本薬局方における試験に用いるために調製した液で
21 ある。